

□■養成所ニュースプラス第 12 号 2023□■

Test Info でもお伝えしていますように、社会福祉振興・試験センター（以下、試験センターという）が7月28日から「受験の手引」請求窓口を開設しました。第34期生の皆さんは試験センターのホームページから請求をしてください。8月中旬以降に順次発送するそうです。第33期生以前の方のうち、過去の試験ですでに受験票を受け取っている場合は、インターネットからの受験申し込み等が示されていますので「受験の手引」50ページを確認してください。

また、8月4日には、第36回国試の「試験概要」及び「受験申し込み手続き」が公表されました。合わせて確認してください。

今回は「保健医療サービス」（現、保健医療と福祉）から医療保険制度についての問題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

※前号「正答と解説」の「障害者差別解消法」第1条の条文に誤字がありましたので、訂正します。

【正】個性を尊重しながら共生する社会

【誤】個性を尊重しながら強制する社会

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第33回問題70】医療保険制度における保険者とその被保険者に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 健康保険の保険者には、全国健康保険協会が含まれる。
2. 船員保険の保険者は、健康保険組合である。
3. 日雇特例被保険者の保険の保険者は、国民健康保険組合である。
4. 国民健康保険の被保険者には、国家公務員共済組合の組合員が含まれる。
5. 後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の者に限られる。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

・(34期生)教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・(35期生)教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。

・(35期生)見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて

入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

・スクーリングの詳細（実施要綱等）については、全受講生に向けて発送しています。届いていない場合やご不明な点がある際は、本養成所にお早めにお問い合わせください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・第36回国家試験は、令和6年2月4日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1108290&c=3246&d=99c7>

・第36回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1108291&c=3246&d=99c7>

※上記 URL にアクセスし「3 申し込み手続き方法」を確認してください。

・社会福祉振興・試験センターより、「令和 6 年度（第 37 回試験）から適用する社会福祉士国家試験出題基準（予定版）」が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1108292&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1108293&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1108294&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1108295&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第 4 号／国家試験ガイダンスで伝えたこと 4】

今回は、模擬試験の重要性についてお伝えします。当日同様の模擬試験は、1 分 30 秒で問題を解くスピード感や 150 問を解く疲労感や集中力持続等を体感できる機会になります。

それらに加えて強調しているのは、模擬試験をご自身のアセスメントの機会にしてほしいということです。「勉強が終わってないのに模擬試験を受けても意味がないので受けません」と言う方がいます。しかし、1 月になってから模擬試験を受けてご自身の実力を確認しても、本番までの時間はわずかです。そのため、10～11 月までには模擬試験を受けて、それまでの受験勉強を振り返り、再プランニングしてほしいのです。

高校入試や大学入試を経験した皆さんの中には、会場で模擬試験を受けた方もいるのではないのでしょうか。当日の緊張感や昼休みの気持ちの切り替えは、会場模試でないと体験できないかもしれません。持ち物の準備や交通機関の下調べ、昼食の調達等試験以外のことも体験できます。

この間、会場模試の問い合わせも何件ありました。スクーリング会場で配布している日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の「全国統一模擬試験」については、当養成所の場合、学校内模試はなく、在宅模試となります。同じ問題を使い、いくつかの都道府県社会福祉士会が会場模試を予定しています。また、民間の予備校等でも独自の問題で実施している所もありますので、会場模試を希望する方は、情報収集してください。

コロナ禍では、在宅受験を希望する方も多くいました。感染の心配も低く、移動時間もかからず、本番と同じ時間設定や環境を作ること本番同様の体験ができます。既に申し込みが始まっているものもあります。費用もかかるため何回も受ける必要はありませんが、体験することで得るものは多いと思います。今回は、「当養成所の受験対策について」お伝えします。

【Plus Quiz 正答と解説】

厚生労働省が公表している「令和 2 年度国民医療費の概況」をみると、令和 2 年度の国民医療費は 42 兆 9,665 億円、前年度に比べ 3.2%の減少となりました。人口一人当たりの国民医療費は 34 万 600 円（65 歳未満は 18 万 3,500 円、65 歳以上は 73 万 3,700 円）、国民医療費の国内総生産（GDP）に対する比率は 8.02%となっています。今回は、国民所得に対する比率は示されていませんが、2009（平成 21）年から 10%超えが続いています。高度医療と高齢者の増加が国民医療費を押し上げている理由と言われています。

今回の問題では、医療保険制度の保険者と被保険者を問われています。日本の公的医療保険は、職域保険（被用者保

険)と地域保険(国民健康保険)、そして、75歳以上の方の後期高齢者医療制度に大別されます。

職域保険は被用者を対象とした被用者保険と医師や弁護士、理容・美容業等職種別の組合である職種別・同種同業者保険に区分されます。そして、被用者保険は一般被用者保険(健康保険)と公務員や教員等の共済組合や船員保険を含む特定被用者保険に分かれます。さらに、一般被用者保険は、組合管掌健康保険(組合健保)と全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)に分かれます。

組合健保は、主に大企業の会社員及び被扶養者が加入し、保険者は、健康保険組合が担います。協会けんぽは、主に中小・零細企業の会社員及び被扶養者が加入します。保険者は、2008(平成20)年に社会保険庁から全国健康保険協会に変わりました。全国健康保険協会は、船員保険や日雇特例被保険者を対象とする健康保険の保険者にもなっています。

社会保障制度については、覚えることが多くて苦手感をもつ方も多いのではないのでしょうか。まずは、ご家族の保険証を並べて、保険者と被保険者を見比べるのも記憶の紐付けになりそうです。合わせて、加入者数や財源、給付内容を簡単な表にまとめたり、共通科目テキスト7「社会保障」115、116、126ページの図表を確認すると、より理解が進むでしょう。

1. ○健康保険の保険者は、全国健康保険協会及び健康保険組合です。
2. ×船員保険の保険者は全国健康保険協会です。
3. ×日雇特例被保険者の保険制度の保険者は全国健康保険協会です。
4. ×国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有する者です。保険者は、2018(平成30)年4月から加わった都道府県と市町村、そして国民健康保険組合です。健康保険法による被保険者(日雇特例被保険者を除く)、国家公務員共済組合法または地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員等は含まれません。
5. ×後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の者(強制加入)と65歳以上75歳未満の者で一定以上の障害があることを後期高齢者医療広域連合から認定された者(任意加入)です。制度の運営主体は、都道府県ごとに全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合です。

※国民医療費に関する出題は、「保健医療サービス」では医療保険制度の概要と医療費に関する政策動向から毎年出題され、「社会保障」の医療保険制度の概要も毎年出題と頻出項目になります。横断的に学ぶと効率的な項目です。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus